

PiTaPa 会員規約の改定内容

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><b>P i T a P a 会員規約</b></p> <p><b>第 15 条 (退会)</b></p> <p>1. 本会員は、退会する場合、第 47 条第 1 項記載の窓口<u>に連絡のう</u> <u>え</u>、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとし、 手続きの完了を認められたときをもって退会とします。この場 合、債務全額を一括して弁済していただくこともあります。</p> <p>2. 第 3 条第 2 項第 1 号に規定する一般家族カードを保有する家族 会員のみが退会する場合は、本会員または当該家族会員が第 47 条第 1 項記載の窓口<u>に連絡のう</u><u>え</u>、スルッと所定の方法により スルッとに届け出るものとし、</p> <p>3. 第 3 条第 2 項第 2 号に規定するジュニアカード、同第 3 号に規 定するキッズカードを保有する家族会員のみが退会する場 合は、本会員が第 47 条第 1 項記載の窓口<u>に連絡のう</u><u>え</u>、スルッと 所定の方法によりスルッとに届け出るものとし、</p> <p>4. 会員が退会する場合は、第 36 条第 3 項に定めるバリュー払戻手 数料を支払うものとし、</p> <p style="text-align: right;"><b>【2025 年 12 月改定】</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>P i T a P a 会員規約</b></p> <p><b>第 15 条 (退会)</b></p> <p>1. 本会員は、退会する場合、第 47 条第 1 項記載の窓口<u>へ連絡する</u> <u>ことを含む</u>、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るも のとし、手続きの完了を認められたときをもって退会とします。 この場合、債務全額を一括して弁済していただくこともありま す。</p> <p>2. 第 3 条第 2 項第 1 号に規定する一般家族カードを保有する家族 会員のみが退会する場合は、本会員または当該家族会員が、第 47 条第 1 項記載の窓口<u>へ連絡することを含む</u>、スルッと所定の 方法によりスルッとに届け出るものとし、</p> <p>3. 第 3 条第 2 項第 2 号に規定するジュニアカード、同第 3 号に規 定するキッズカードを保有する家族会員のみが退会する場 合は、本会員が、第 47 条第 1 項記載の窓口<u>へ連絡することを含</u> <u>む</u>、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとし、</p> <p>4. 会員が退会する場合は、第 36 条第 3 項に定めるバリュー払戻手 数料を支払うものとし、</p> <p style="text-align: right;"><b>【2026 年 4 月改定】</b></p>

PiTaPa 会員規約の改定内容

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><b>P i T a P a 会員規約附則</b></p> <p><b>第 1 条 (適用)</b></p> <p>本附則は、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という）が貸与するP i T a P aカード（以下「カード」という）のポストペイ利用額請求について、スルッとが直接にご利用分を請求するカードを貸与されている会員（以下「附則会員」という）に対して適用します。なお、クレジットカードのご利用分とカードのご利用分をまとめて請求するタイプのカードおよび保証金預託制P i T a P aを貸与されている会員に対しては本附則を適用しません。</p> <p style="text-align: right;"><b>【2025 年 12 月改定】</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>P i T a P a 会員規約附則</b></p> <p><b>第 1 条 (適用)</b></p> <p>本附則は、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という）が貸与するP i T a P aカード（以下「カード」という）のポストペイ利用額請求について、スルッとが直接にご利用分を請求するカードを貸与されている会員（以下「附則会員」という）に対して適用します。なお、クレジットカードのご利用分とカードのご利用分をまとめて請求するタイプのカードを貸与されている会員に対しては本附則を適用しません。</p> <p style="text-align: right;"><b>【2026 年 4 月改定】</b></p>